

[illegible]

別海町農業委員会

第 2 6 期 第 2 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 8 年 7 月 3 1 日)

○開催日時 令和 8 年 7 月 3 1 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 5 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

日程第 1	報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 2	報告第 2 号	農地法第 4 条許可書の交付について
日程第 3	報告第 3 号	農地法第 5 条許可書の交付について
日程第 4	報告第 4 号	農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
日程第 5	報告第 5 号	農地中間管理機構による買入れ協議に係る要請結果について
日程第 6	報告第 6 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について
日程第 7	報告第 7 号	農業経営改善計画に対する意見書の提出について
日程第 8	議案第 1 号	農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について
日程第 9	議案第 2 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 10	議案第 3 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 11	議案第 4 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 12	議案第 5 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について

○出席委員（26名）

会長 27番 信夫重勝
 会長代理 26番 加藤真純

1番	畠山友子	2番	大内敏光
3番	鹿野亮平	4番	今井橋太郎
6番	日野裕一	7番	高菅野いつみ
8番	木幡誠	9番	菅谷龍義
10番	松木吉孝	11番	猿谷忠子
12番	石田昌樹	13番	竹花智子
14番	加藤祐介	15番	岡崎暢均
16番	羽石健一	17番	芳賀均
18番	岸本正明	19番	佐々木實
20番	坂野下貴志	21番	石森裕一
22番	小野	23番	石島秋吉
24番	阿部浩	25番	伊藤

○欠席委員（1名）

5番 目黒英夫

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	福原義人
総務担当	主幹	成瀬広子
農地調整担当	主幹	大山晋作
農地調整担当	主任	沼倉正広
農地調整担当	主事	後藤良介

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

1番 畠山友子 2番 大内敏光

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和8年7月31日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席 1 番 畠 山 友 子

議席 2 番 大 内 敏 光

◎開会宣言

○事務局（福原事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 7 件、議案 5 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 2 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 26 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 5 番目黒委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。1 番畠山委員、2 番大内委員。以上 2 名を指名しますので、よろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。次の者から農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり受理したので、別海町農業委員会専決規程第 5 条第 2 項の規定により報告する。

今月は 3 件の届出がありました。それでは議案を朗読させていただきます。

第 1 号、権利を取得した者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。届出に係る土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。権利を取得した日、令和 8 年 2 月 15 日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

第 2 号、権利を取得した者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。届出に係る土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。権利を取得した日、令和 7 年 6 月 11 日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

第 3 号、権利を取得した者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。届出に係る土地、〇

〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。権利を取得した日、令和８年２月１７日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

以上で報告第１号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第１号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第１号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、報告第１号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第１号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第２ 報告第２号

○議長（信夫会長）

日程第２ 報告第２号「農地法第４条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第２号、農地法第４条許可書の交付について。農地法第４条第１項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会専決規程第５条第１項の規定により報告する。

本件につきましては、令和８年４月３０日開催の第３５回農業委員会総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、別海農業振興地域整備計画の変更日であります令和８年７月１日としております。

以上で報告第２号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第２号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第２号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なければ、報告第2号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会専決規程第5条第1項の規定により報告する。

本件につきましては、令和8年5月28日開催の第36回農業委員会総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります令和8年6月24日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なければ、報告第3号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第4号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。

今月は15件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしていることを確認しています。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、6号につきまして、○番○○委員が、12号につきまして、○番○○委員が関係する案件となりますので、6号につきまして、○番○○委員を、12号につきまして、○番○○委員を議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは、報告第4号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、報告第4号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（沼倉主任）

報告第5号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について。令和8年6月18日開催の第37回農業委員会総会で決定した農地中間管理機構への買入れ協議について、別海町長から協議が成立した旨の通知があったので報告する。

今回、協議成立の通知があったものは6件で、要請時における内容どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。買入れ協議成立日につきましては、令和8年7月17日となっています。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第5号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、報告第5号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（信夫会長）

日程第6 報告第6号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（沼倉主任）

報告第6号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について。令和8年5月28日開催の第36回農業委員会総会及び令和8年6月18日開催の第37回農業委員会総会で決定した農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について、別海町長から認可した旨通知があったので報告する。

今回認可の通知があったものは、公社農地売買等事業の貸付けタイプによる公社売渡しに係る所有権の移転が 8 件、公社買入れに係る所有権の移転が 3 件、農地中間管理事業による利用権の設定が 6 件となっております。

なお、所有権の移転の 9 号から 11 号の対価の支払期限の変更、利用権の設定の 4 号の利用権の設定を受ける者について、要請時後に〇〇〇〇へ訂正を行ったほかは、要請時における内容どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。認可年月日は、所有権の移転の 1 号から 8 号が令和 8 年 7 月 3 日、9 号から 11 号が令和 8 年 7 月 21 日、利用権の設定の 1 号から 2 号が令和 8 年 6 月 23 日、3 号から 6 号が令和 8 年 6 月 26 日となっております。

以上で報告第 6 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第 6 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、所有権の移転の 5 号につきましては、〇番〇〇委員、7 号につきましては、〇番〇〇委員が関係する案件となり、また、利用権の設定の 1 号から 4 号につきましては、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員が関係する案件となりますので、所有権の移転の 5 号につきまして、〇番〇〇委員を、7 号につきまして、〇番〇〇委員を、利用権の設定では、1 号から 4 号につきまして、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員を議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは報告第 6 号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、報告第 6 号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第 6 号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第 7 報告第 7 号

○議長（信夫会長）

日程第 7 報告第 7 号「農業経営改善計画に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（沼倉主任）

報告第 7 号、農業経営改善計画に対する意見書の提出について。別海町か

ら次の者の農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第6の4の(7)に基づく審査に係る意見が求められ、令和8年6月9日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今回は8件について審査依頼がありました。農業経営基盤強化促進法における認定基準に基づき、別海町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想と照らし、適切であると確認しましたので、認定可として意見書を提出しています。なお、全て再認定の区分となっております。

以上で報告第7号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、5号につきましては、○番○○委員が関係する案件となりますので、5号につきまして、○番○○委員を議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは報告第7号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、報告第7号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第7号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第8 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（沼倉主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。

本案は7件となっております。なお、貸人と借人の双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡し時期の6か月以内に合意解約が成立してお

ります。それでは議案の朗読をさせていただきます。

第1号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和5年12月26日から令和10年10月31日まで。合意解約成立の日、令和8年6月29日。土地の引渡しの時期、令和8年6月29日。

第2号、貸人、同上。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、利用権の種類、同上。契約期間、令和4年11月1日から令和9年8月31日まで。合意解約成立の日、令和8年7月7日。土地の引渡しの時期、令和8年7月7日。

第3号、貸人、同上。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、利用権の種類、同上。契約期間、令和7年6月2日から令和12年3月2日まで。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

第4号、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、利用権の種類、同上。契約期間、令和6年4月24日から令和11年4月23日まで。合意解約成立の日、令和8年6月2日。土地の引渡しの時期、令和8年6月2日。

第5号、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、利用権の種類、同上。契約期間、令和7年4月30日から令和12年4月29日まで。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

第6号及び第7号の契約の内容、合意解約成立の日、土地の引渡しの時期については、第5号と同一となっておりますので、朗読を省略いたします。

第6号、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。

第7号、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、2号につきましては、〇番〇〇委員に関する案件ですので、〇番〇〇委員を農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条に規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（〇番 〇〇委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

ここで、2号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なければ、2号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということで、2号につきまして、原案どおり知事の許可を要しないことに決定します。ここで○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

(○番 ○○委員 着席)

○議長(信夫会長)

議事を再開します。

それでは、議案第1号の議事参与制限以外につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なければ、議案第1号の議事参与制限以外につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということで、議案第1号の議事参与制限以外につきまして、原案どおり知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第9 議案第2号

○議長(信夫会長)

日程第9 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(大山主幹)

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっています。

第2号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、〇〇〇円です。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、令和8年8月30日から40年間。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。

ここで、調査に当たられた委員の説明を求めます。1号から3号につきましては、12番石田委員に、4号につきましては、14番加藤祐介委員にお願いいたします。

それでは、1号から3号につきまして、12番石田委員お願いします。

○12番 石田委員

はい、御説明します。1号につきましては、〇〇〇〇から〇〇〇〇が土地を買受けるものです。2号につきましては、〇〇〇〇から〇〇〇〇が経営移譲のため土地を譲り受けるものです。それぞれ航空写真により現地を確認しましたが、農地を効率的に利用できるかと判断しています。3号につきましては、〇〇〇〇と〇〇〇〇が経営移譲のため農地を使用貸借する案件です。農作業従事状況から、農地を効率的に利用できるかと判断しています。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、4号につきまして、14番加藤祐介委員お願いします。

○14番 加藤祐介委員

はい、御説明いたします。4号につきましては、〇〇〇〇から〇〇〇〇が経営移譲のため農地を使用貸借する案件です。農作業従事状況から、農地を効率的に利用できると判断しています。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第2号の委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第2号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第2号につきまして、原案どおり許可することに決定します。

◎日程第10 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないことを確認しています。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、バンカーサイロ外、計〇〇〇㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、倉庫外、計〇〇〇㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで、調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきましては、12番石田委員、2号につきましては、16番羽石委員をお願いします。

それでは、1号につきまして、12番石田委員をお願いします。

○12番 石田委員

はい、説明いたします。1号につきましては、7月15日に伊藤委員、羽石委員、事務局と私で現地を確認しました。申請地は、バンカーサイロを建設する予定であり、他に適した場所がないため、転用もやむを得ないと判断しています。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして、16番羽石委員をお願いします。

○16番 羽石委員

はい、説明いたします。2号につきましては、7月15日に石田委員、伊藤委員、事務局と現地を確認しました。申請地は、道路から入って、バンカーサイロに隣接する場所に必要最小限で倉庫を建設する予定であり、転用もやむを得ないと判断していますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。

ここで、議案第3号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第3号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第3号につきまして、原案どおり許可することに決定します。

◎日程第11 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第11 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないことを確認しています。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆。面積、計〇〇〇㎡。契約内容、使用貸借。目的、砂、土採取。計画内容、砂採取量、〇〇〇㎡、土採取量、〇〇〇㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。転用者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで、議案第4号につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めます。

議案第4号につきまして、16番羽石委員お願いします。

○16番 羽石委員

はい、説明いたします。7月15日に石田委員、伊藤委員、事務局と現地を確認しました。申請地は継続案件で、起伏修正を目的としている部分もあり、問題ない場所であると判断しております。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。

それでは、議案第4号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第4号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第4号につきまして、原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

◎日程第 1 2 議案第 5 号

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

日程第 1 2 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（沼倉主任）

議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定により、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をすることについての決定を求める。

本案は、公社農地売買等事業の貸付けタイプによる公社売渡しに係る所有権の移転が 1 1 件、公社買入れに係る所有権の移転が 8 件、即売りタイプを活用した所有権の移転が 8 件、農地売買等事業の貸付けタイプによる一時貸付けに係る利用権の設定が 3 件、農地中間管理事業に係る利用権の設定が 2 8 件となっております。

なお、所有権の移転の内容につきましては、対価、対価の支払い期限のみを朗読し、所有権の移転時期については全て公告日となっていること、当事者間の法律関係は、売買となっていることをこの場で説明し、朗読を省略させていただきます。

それでは、議案の朗読をさせていただきます。

1 所有権の移転。第 1 号、所有権の移転をする者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、令和 8 年 8 月 3 1 日。

第 2 号から第 1 1 号まで所有権の移転をする者は、北海道農業公社であることをこの場で説明し、朗読を省略いたします。

また、以降「所有権の移転をする者」などの見出しは、読み上げを省略し、左から順に各号の内容のみ朗読します。

第 2 号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。

第 3 号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。

第 4 号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。

第 5 号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。

第 6 号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、

〇〇〇円。対価の支払い期限、令和8年9月30日。

第7号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。

第8号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。

第9号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。

第10号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、令和8年11月27日。

第11号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。

第12号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長小田原輝和。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、令和8年9月14日。阿部委員、松木委員。

第13号から第19号までの所有権の移転を受ける者は、北海道農業公社であることをこの場で説明し、朗読を省略いたします。

第13号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。阿部委員、松木委員。

第14号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。阿部委員、松木委員。

第15号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。猿谷委員、伊藤委員。

第16号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。畠山委員、加藤会長代理。

第17号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。畠山委員、加藤会長代理。

第18号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。大内委員、竹花委員。

第19号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、令和8年10月14日。目黒委員、羽石委員。

第20号から第27号までの案件につきましては、農地売買等事業の即売りタイプとなり、公社を経由する促進計画を作成することから、複数に分かれた議案となっていますが、関連がありますので、まとめて説明いたします。

なお、対価の支払い期限は、出し手が、令和8年9月18日、受け手が、令和8年9月4日となっていることをこの場で説明し、以降は朗読を省略させていただきます。

第20号及び第21号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。阿部委員、松木委員。

第22号及び第23号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。

〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。猿谷委員、伊藤委員。

第24号及び第25号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。
〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。猿谷委員、伊藤委員。

第26号及び第27号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。
〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。大内委員、竹花委員。

続いて、2 利用権の設定についてです。設定する利用権につきましては、始期、終期、借賃のみを朗読させていただきます。また、当事者間の法律関係は、全て賃貸借となっていますので、この場での説明とさせていただき、以降の朗読を省略させていただきます。

第1号、利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和8年9月1日。終期、令和10年10月31日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、加藤祐介委員、坂野下委員。

以降「利用権の設定をする者」などの見出しは、読み上げを省略し、左から順に各号の内容のみ朗読します。

また、次号から第3号まで、公社から一時貸付けを受ける案件ですので、利用権を設定する者、設定する利用権の始期は同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第2号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和9年8月31日。年間〇〇〇円。岡崎委員、信夫会長。

第3号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和12年3月2日。年間〇〇〇円。岡崎委員、信夫会長。

次号から第31号は、農地中間管理事業により、北海道農業公社を介しているため、2件まとめた形で説明いたします。

また、第3号以降についても、「利用権の設定をする者」などの見出しは、読み上げを省略し、左から順に各号の内容のみ朗読します。

第4号及び第5号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年9月1日。終期、令和18年8月31日。借賃、年間〇〇〇円。石田委員、菅野委員。

次号から第31号までの設定する利用権の始期については同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第6号及び第7号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和12年8月31日。借賃、年間〇〇〇円。竹花委員、木幡委員。

第8号及び第9号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和13年8月31日。借賃、年間〇〇〇円。竹花委員、木幡委員。

第10号及び第11号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。借賃、年間〇〇〇円。竹花委

員、木幡委員。

第12号及び第13号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和13年6月22日。借賃、年間〇〇〇円。大内委員、佐々木委員。

第14号及び第15号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。借賃、年間〇〇〇円。大内委員、佐々木委員。

第16号及び第17号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和12年8月31日。借賃、年間〇〇〇円。大内委員、佐々木委員。

第18号及び第19号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和9年8月31日。借賃、年間〇〇〇円。佐々木委員、木幡委員。

第20号及び第21号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。借賃、年間〇〇〇円。佐々木委員、木幡委員。

第22号及び第23号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。借賃、年間〇〇〇円。佐々木委員、木幡委員。

第24号及び第25号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。借賃、年間〇〇〇円。佐々木委員、小野委員。

第26号及び第27号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。借賃、年間〇〇〇円。佐々木委員、小野委員。

第28号及び第29号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和13年8月31日。借賃、年間〇〇〇円。岡崎委員、鹿野委員。

第30号及び第31号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和10年4月30日。借賃、年間〇〇〇円。岡崎委員、信夫会長。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の1号から11号までは公社買戻し案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

はじめに、利用権の設定の18号と19号につきましては、〇番〇〇委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づく議事参与制限により〇番〇〇委員の一時退席を求めます。

(○番 ○○委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

それでは、利用権の設定の１８号と１９号につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。利用権の設定の１８号と１９号につきまして、１９番佐々木委員お願いします。

○１９番 佐々木委員

はい、説明いたします。○○○○から○○○○へ貸付けていた農地の更新案件で、中間管理事業により１年間の貸付けとなります。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

利用権の設定の１８号と１９号の委員説明が終わりました。

ここで、利用権の設定の１８号と１９号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なければ、利用権の設定の１８号と１９号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、利用権の設定の１８号と１９号につきまして、原案のとおり要請することに決定します。ここで○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

(○番 ○○委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

続きまして、同じく利用権の設定の３０号と３１号につきましては、○番○○委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第３１条及び別海町農業委員会会議規則第１４条の規定に基づく議事参与制限により○番○○委員の一時退席を求めます。

(○番 ○○委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

それでは、利用権の設定の３０号と３１号につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。利用権の設定の３０号と３１号につきまして、１５番岡崎委員お願いします。

○１５番 岡崎委員

はい、説明いたします。○○○○から○○○○へ貸付けしていた農地の一部を○○○○に変更するため、一度解約し、残りの農地を再度貸付ける案件です。元々の賃貸期間の終期に合わせての賃貸になります。よろしくお願いします。

します。

○議長（信夫会長）

利用権の設定の30号と31号の委員説明が終わりました。

ここで、利用権の設定の30号と31号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、利用権の設定の30号と31号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということで、利用権の設定の30号と31号につきまして、原案のとおり要請することに決定します。ここで○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

（○番　○○委員　着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

続きまして、議案第5号の議事参与制限以外につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。所有権の移転の12号から14号、20号と21号につきましては、24番阿部委員に、15号と22号から25号につきましては、11番猿谷委員に、16号と17号につきましては、1番畠山委員に、18号と26号、27号、利用権の設定の12号から17号につきましては、2番大内委員に、所有権の移転の19号につきましては、16番羽石委員に、利用権の設定の1号につきましては、14番加藤祐介委員に、2号と3号、28号と29号につきましては、15番岡崎委員に、4号と5号につきましては、12番石田委員に、6号から11号につきましては、13番竹花委員に、20号から27号につきましては、19番佐々木委員にお願いします。

それでは、所有権の移転の12号から14号につきまして、24番阿部委員をお願いします。

○24番　阿部委員

はい、説明いたします。12号から14号それぞれ農地売買等事業の貸付けタイプを活用したものです。12号は、○○○○からあっせんの申出があり、公社が土地を買受け、5年間一時貸付け後、○○○○へ売買することで調整しております。13号は、○○○○からあっせんの申出があり、公社が土地を買受け、5年間一時貸付け後、○○○○へ売買することで調整しております。14号は、○○○○からあっせんの申出があり、公社が土地を買受け、5年間一時貸付け後、○○○○へ売買することで調整しております。よ

ろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の１５号につきまして、１１番猿谷委員お願いします。

○１１番 猿谷委員

はい、説明いたします。〇〇〇〇からあっせんの申出があり、農地売買等事業の貸付けタイプを活用し、公社が買入れる案件となっております。５年間の貸付け後、近隣の農家である〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇へ売買することで調整しております。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の１６号と１７号につきまして、１番畠山委員お願いします。

○１番 畠山委員

はい、説明いたします。１６号は、〇〇〇〇からあっせんの申出があり、農地売買等事業の貸付けタイプを活用したもので、公社が買入れる案件となっております。５年間の貸付け期間終了後、近隣の〇〇〇〇、〇〇〇〇へ売買することで調整しております。１７号は、〇〇〇〇からあっせんの申出があり、農地売買等事業の貸付けタイプを活用したもので、公社が買入れる案件となっております。５年間の貸付け期間終了後、〇〇〇〇へ売買することで調整しております。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の１８号につきまして、２番大内委員お願いします。

○２番 大内委員

はい、説明いたします。〇〇〇〇からあっせんの申出があり、農地売買等事業の貸付けタイプを活用したもので、公社が買入れる案件となっております。５年間の貸付け期間終了後、近隣の農家へ売買することで調整しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の１９号につきまして、１６番羽石委員お願いします。

○１６番 羽石委員

はい、説明いたします。１９号については、〇〇〇〇からあっせんの申出があり、農地売買等事業の貸付けタイプを活用したもので、公社が買入れる案件となっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の２０号と２１号につきまして、２４番阿部委員お願いします。

○２４番 阿部委員

はい、説明いたします。２０号２１号について、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ

農地売買等事業の即売りタイプを活用した所有権移転の案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の 22 号から 25 号につきまして、11 番猿谷委員をお願いします。

○11 番 猿谷委員

はい、説明いたします。〇〇〇〇から〇〇〇〇、〇〇〇〇へ農地売買等事業の即売りタイプを活用した所有権移転案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の 26 号と 27 号につきまして、2 番大内委員をお願いします。

○2 番 大内委員

はい、説明いたします。公社の売買等事業の即売りタイプを活用した〇〇〇〇から〇〇〇〇へ所有権移転の案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の 1 号につきまして、14 番加藤祐介委員をお願いします。

○14 番 加藤祐介委員

はい、説明いたします。農地売買等事業により、〇〇〇〇が公社から一時貸付けを受けていた農地を〇〇〇〇の離農に伴い、〇〇〇〇が残りの期間の貸付けを受ける案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の 2 号と 3 号につきまして、15 番岡崎委員をお願いします。

○15 番 岡崎委員

はい、説明いたします。2 号については、公社一時貸付けの変更案件で、農地売買等事業により〇〇〇〇が公社から一時貸付けを受けていた農地を耕作地集約のため〇〇〇〇に変更するものです。3 号についても、公社一時貸付けの変更案件で、農地売買等事業により〇〇〇〇が公社から一時貸付けを受けていた農地を耕作地集約のため〇〇〇〇に変更するものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の 4 号と 5 号につきまして、12 番石田委員をお願いします。

○12 番 石田委員

はい、説明いたします。4 号と 5 号について、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ賃貸する案件です。道路の拡幅工事による用地売買に伴い、一時的に解約した契約を再度、中間管理事業により賃貸するものです。期間は 10 年となっております。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の 6 号から 11 号につきまして、13 番竹花委員お願いします。

○13 番 竹花委員

はい、説明いたします。6 号と 7 号については、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ貸付けていた農地の単価を当初の調整どおり増額し、更新する案件です。農地中間管理事業により、4 年間賃貸となります。8 号から 11 号は、〇〇〇〇から〇〇〇〇と〇〇〇〇へ農地中間管理事業により、5 年間賃貸する案件となります。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の 12 号から 17 号につきまして、2 番大内委員お願いします。

○2 番 大内委員

はい、説明いたします。12 号 13 号 14 号 15 号は、〇〇〇〇から〇〇〇〇、〇〇〇〇へのそれぞれの賃貸案件であります。16 号 17 号は、〇〇〇〇から〇〇〇〇への賃貸案件ですが、借賃が 1 年目と 2 年目以降が変更になり、2 年目以降の借賃で 4 年間の賃貸ということになりますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の 20 号から 27 号につきまして、19 番佐々木委員お願いします。

○19 番 佐々木委員

はい、説明いたします。20 号と 21 号は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、22 号と 23 号は〇〇〇〇から〇〇〇〇へ 1 年間の更新案件で、中間管理事業を活用した賃貸となります。24 号と 25 号は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、26 号と 27 号は〇〇〇〇から〇〇〇〇へ中間管理事業による 1 年間の賃貸案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の 28 号と 29 号につきまして、15 番岡崎委員お願いします。

○15 番 岡崎委員

はい、説明いたします。28 号と 29 号について、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ貸付けていた一部の農地を、〇〇〇〇の借りていた農地の賃貸に合わせるものです。貸付け期間は、5 年間となっております。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第 5 号の議事参与制限以外の委員説明が終わりました。

それでは議案第 5 号の議事参与制限以外につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第 5 号の議事参与制限以外につきまして、採決に入ります。
否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第 5 号の議事参与制限以外につきまして、原案のとおり要請することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第 2 回総会を閉会します。

閉会 午前 11 時 50 分